

令和3年第7回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和3年5月20日(木) 午後2時

2 招集場所 金成庁舎201会議室

3 出席委員

1番 笠間八十公 委員 2番 蘇武徳行 委員
3番 久我一仁 委員 4番 千葉みどり 委員

4 説明のため出席した者

教育長	佐藤新一
部長	白鳥嘉浩
次長	尾形寿美
次長	古山明宏
教育総務課長	菅原浩志
学校教育課長	菅原主税
社会教育課長	佐々木英則
文化財保護課長	千葉長彦
教育研究センター所長	松田良幸
教育研究センター副参事	遠藤俊哉

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 菅原正広

6 出席点呼・開会

午後2時

教育長 本日、教育長及び教育委員の過半数が出席しておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録の承認

教育長 それでは、3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 (令和3年4月26日開催の令和3年第6回栗原市教育委員会定例会の概要を説明)

教育長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、異議なしと認め、令和3年第6回教育委員会定例会会議録は、承認することとします。

8 教育委員会会議録署名委員の指名

教育長

次に、4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。3番久我委員、4番千葉委員に会議録の署名をお願いします。

9 教育長報告

(1) 一般事務報告

教育長

次に、5 教育長報告を行います。

(1) 一般事務報告について、配布資料を御覧ください。

教育長一般事務報告ですが、第6回教育委員会定例会後の主な対応事業について、御説明を申し上げます。5月13日に初任研市町村研修が教育研究センターで行われました。初任研は今年採用された先生たちの研修会で、法定研修でやらなければならない研修です。今年栗原では26人採用しており、今後もこれくらい採用していかないと栗原の教育が成り立たない。50代の先生が45%位なので、毎年かなりの人数が退職していく。栗原市の採用の26人は、小学校17人、中学校9人です。北部管内の2市4町では113人採用している。

20日に予定していた定例庁議と市民生活再生推進会議については19日に変更で行われました。

児童・生徒及び教職員の状況4月分については、次のページ別紙2をご覧ください。不登校実人数は4月の時点では0人です。不登校とは30日以上欠席した児童生徒となるので、4月は30日間授業日数がないので人数が出てこないこととなります。昨年度、最終的に30日以上休んだ子ども達は、小学生は12人、中学生は60人でした。今年、これ以下の1割減、一人でも不登校人数を少なくしようということで、取り組んでいこうと思っています。

何か、ご質問があれば担当よりご説明いたします。

その他、問題行動、虐待及び虐待の疑いについては、資料記載のとおりです。

以上、何か質問がありましたら、お願いいたします。

笠間委員

今回も一部の小学校が目立ちますが、昨年も人数が多く出て、ソーシャルワーカーとか先生方が頑張って落ち着いたということで、たしか6年生だったと思いますが、その子達は中学校に入って逆に落ち着いて、新たな4年生というのは、同じクラスでだれかリーダーみたいな子がいてみんなで抜け出すというような感じなんですか。

古山次長

おっしゃる通り、昨年度の子ども達は小学校を卒業いたしましたので、この子ども達は新しい子ども達です。校長先生や担任の話ですと、新学期になってクラス編成がなされて、勉強がちょっと好きではない子、そして似たような感じの子達が、偶然、席が近くになって、おしゃべりがあったり、ツツキ合いがあったりして何かわからないですが、抜け出したのが4月の中頃のことでありました。現在、5月の中頃になりますが、それが起こってから、担任の先生だけでなく、担任を持たな

い先生や教頭先生、校長先生も含めて、声掛けをしたり教室に入ったりして、5月は落ち着いているそうです。抜け出しは今のところ見られないという状況です。

笠間委員

抜け出して、学校の外にはいかないですよ。中のどこかで遊んでいるのですか。

古山次長

その通りです。昔は、そういう子が小学生でいましたけれど、いません。

教育長

他に何かありませんか。

久我委員

中学校の件ですが、A君とB君が生徒暴力ということですが、加害者・被害者、加害者の方の刑事的なことはなくて済んだのか、学校の中だけで収まったのかお聞きしたい。

古山次長

それに関しましても、そのような訴えて、何が事実かというようなことには進展していないと聞いています。

久我委員

怪我はなかったのですか。

古山次長

連続して数週間に及ぶような怪我ではなかったです。

教育長

他に何か質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、(1) 一般事務報告を終わります。

(2) 専決処分報告

教育長

次に、(2) 専決処分報告 報告第10号 専決処分の報告について、令和3年第2回栗原市議会臨時会に提案する教育関係議案に対する意見について、事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長

日程の次ページをご覧ください。

報告第10号 専決処分の報告について、であります。令和3年第2回栗原市議会臨時会に提案する教育関係議案に対する意見を栗原市長から求められたことについて、栗原市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成17年4月1日 教育委員会規則第5号) 第3条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。1 意見 異議なし、2 専決年月日 令和3年4月28日、令和3年5月20日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。本件につきましては、5月6日から7日にかけて開会された市議会臨時会に提案する、教育関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、4月27日付けで、市長より教育委員会の意見を求められたことから、教育委員会にお諮りするいとまが無く、異議の無い旨、専決処分したものであります。定例会資料の1ページをお開きください。提出議案につきましては、報告議案1件と承認議案1件となっております。

2ページをお開きください。

始めに、報告第1号 専決処分の報告について、ご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、未払いとなっている学校給食費等の支払いを求める訴えを提起するため専決処分を行ったものであります。

3ページをご覧ください。

長期にわたり学校給食費、幼稚園授業料、幼稚園預かり保育料を滞納し、再三にわたる督促等にも応じず滞納を続けた5件の相手方に対し、令和3年3月24日に通常訴訟の申立てを行ったものであります。

次に、4ページをお開きください。

4ページから11ページまでが、専決処分の承認議案であります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、令和2年度栗原市一般会計補正予算 第13号となります。この補正予算は、年度末における予算執行の確認・整理に伴い、やむを得ず補正しなければならないものを、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付けで、市長が専決処分したもので、同条第3項の規定により、市議会へ報告し、承認を求めるものであります。具体的な内容につきましては、12ページから45ページの説明書に記載されております。歳出予算につきましては、主に37ページから40ページの10款教育費に計上しており、各項目とも、事業の完了や実績見込みにより減額したものであります。

以上で説明を終わります。

教育長
久我委員

説明が終わりました。何か、御質問ありませんか。

資料2ページ、3ページの訴訟の件ですが、再三にわたる督促にも関わらずとありますが、これは地方自治法で規定されているものなのか、市の規定で定めているものなのか。民間のローン会社でいうと、1か月間滞納した場合には督促が規定、その2週間後には商品の差し押さえとかは、契約規定のなかにあるのですが、これは地方自治法の規定なのか、再三にわたる督促というのは、市で定めている規定の中で、何か月とかの期間を定めておいて、それに対して訴訟を起こしているのでしょうか。

教育総務課長

今回訴えを起こしました5件については、過年度分の学校給食費等の未払いが残っているものであります。教育部では、毎年5月に催告書の送付、電話での督促などを行っており、催告書には、いついつまでに反応がない場合には法的措置を取らせていただきますというような旨の通知で送付しているわけですが、今回の5件の方々については、このような督促にも関わらず反応がなく、面会でお話する暇もないことから法的措置を取らせていただいて、裁判所において話し合いの場を持つことができるだろうと予測の元、通常訴訟に踏み切ったものです。

久我委員

今回訴訟を起こしたものは、金額で70万円位ありますが、滞納分全部ではないですよね。訴訟を起こしたのは、話し合いにも応じなかったために訴訟を起こしたという解釈でよろしいですか。

教育総務課長

ここに記載されている金額は、この方々の分であります。滞納分の期

間については、今年度分だけでなく複数年の未納分です。

教育部長

滞納期間については、人によって違いはありますが、3年から10年と違いがあります。先ほど言いましたように、督促をかけて何度も話に行くのですが、話にも応じていただけないということで連絡が全然取れない状況なので、裁判所に出てきていただいてお話をさせていただきたいということです。昔は、金額が70万円・80万円とかの方もいました。金額が多いから訴訟をするということは、今はそうではなく、話ができなくて、意思が全然確認できない。ですから、裁判に出てきて話をしてくださいということでやっております。金額によるのではなく、こちらからの呼びかけにも応じない方、それも、3年から10年と長期にわたって応じない方を訴訟に持ち込むという内容で行っています。

笠間委員

今まで、異議申し立てをした方はいたのですか。また、判決が決まるまでの期間はどれくらいかかるのでしょうか。

教育総務課長

通常訴訟を行いますと、被告から答弁書が提出され、裁判当日にお互いの主張を確認し合うこととなります。昨年度17件の裁判を行っておりますが、その際に反対の意見があったかは、手元に資料がございませんが、今回の5件の方々については、昨日、築館簡易裁判所において裁判を行っております。5件のうち2人が、当日に出廷しておりますが、3人の方はお会いできなかったという状況ですが、答弁書の方は3件分届いており、いずれも残額の未払いを認めるという内容のものでございます。

蘇武委員

裁判に出廷しない人もいるかと思いますが、最終的に裁判費用はどのようになるのですか。

教育総務課長

出廷しないで一括で支払う判決が下った場合は、訴訟費用は被告持ち、和解で分割納入となった場合については、それぞれで訴訟費用を折半することになっています。

教育長

他にありませんか
(なしの声あり)

他に質問がないようですので、報告第10号を終わります。

10 その他

教育長

次に、6 その他に入ります。事務局から報告があります。

令和3年度栗原市立学校評議員委嘱者一覧について及び令和3年度栗原市中学校総合体育大会会場一覧について

学校教育課長

資料46ページをお開き願います。

令和3年度栗原市立学校評議員委嘱者一覧であります。小学校の評議員は40名となっております。内訳は、再委嘱者が36名、新たな委嘱者は4名となっております。次に中学校であります。評議員は24名で、内訳は、再委嘱者が22名、新たな委嘱者は2名となっております。最後に幼稚園であります。評議員は30名で、内訳は、再委嘱者

が24名、新たな委嘱者は6名となっております。なお、今年度から金成小中学校は含まれておりません。

続きまして、本日別紙でお配りした、令和3年度栗原市中学校総合体育大会会場一覧についてであります。6月5日野球ほか9種目の大会が行われます。会場については種目ごととなっております。陸上競技大会は、6月17日に築館総合運動公園陸上競技場で実施いたします。水泳競技大会につきましては、6月23日に若柳中学校プールで実施いたします。駅伝競走大会につきましては、7月15日に築館総合運動公園陸上競技場で実施いたします。ただし、新型コロナウイルス感染症対策により、計画に変更がある場合があります。

教育長

次に、栗原市スポーツ推進審議会委員名簿及び第17回栗原市小学校陸上競技大会兼第37回全国小学生陸上競技交流大会栗原市選考会について。

社会教育課長

定例会資料の49ページをご覧ください。

栗原市スポーツ推進審議会委員名簿でございます。栗原市スポーツ推進審議会委員の人事につきましては、3月の教育委員会定例会において19名の委員について承認をいただいております。その時点で、団体推薦者が決定しておりませんでしたので、4団体から推薦状をいただき、全委員がそろいましたので報告させていただきます。50ページをご覧ください。ナンバー16、栗原市立小学校長会から一迫小学校長、成瀬啓氏、ナンバー17、栗原市立中学校長会から築館中学校長、高橋千春氏、ナンバー18、栗原市内県立学校長会から築館高等学校長、狩野秀之氏、ナンバー19、栗原市スポーツ推進委員協議会から、久我俊一氏、以上4名の方が推薦されましたので報告させていただきます。

次に、本日お配りした資料をご覧ください。

第17回栗原市小学校陸上競技大会兼第37回全国小学生陸上競技交流大会栗原市選考会についてでございます。期日は6月13日日曜日で、会場は築館陸上競技場となっております。競技種目は、4年生は男女とも100メートル走、5・6年生は、100メートル走、複合競技として、80メートルハードルと走高跳、走幅跳とジャベリックボール投げの組み合わせのコンバインド競技、及び男女混合の4×100メートルリレーとなっております。なお、本大会は新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、来賓のご案内は行わず、開会・閉会式を簡素化して時間短縮を図るほか、各種目の参加人数を学校ごとにエントリー数の上限を設けまして、午前中で全競技を終了する予定としております。また、家族等の応援につきましては参加児童1名につき1名とします。以上であります。

教育長

次に、令和3年度栗原市教育委員会関係行事について。

教育総務課長

資料の51ページをお開きください。

6月分の教育委員会関係行事であります。6月5・6日の中学校総合体育大会をはじめ、7日から9日及び14日から17日まで、小中学生の芸術鑑賞会や、小学校、中学校の陸上競技大会、中学校水泳競技大会等が開催される予定となっております。

教育長 説明が終わりましたが、これまでの説明で一括して質問がございませんか。

千葉委員 中学校の総合体育大会について、各競技ごとの実施のガイドラインはあると思いますが、保護者は入れても可で実施するのか、それとも競技ごとで違う対応をするのでしょうか。

古山次長 先日、中体連の会長から連絡を受けたところでは、原則、保護者制限はしない。ただし、競技場、屋内の施設だとギャラリーの数とかがあるので、部員数を再度確認して、その部員数に対して1人ないし2人の保護者が来ること想定しているの、競技によってはそのあと制限をかけるかもしれないが、まだ決まっていない。原則はフリーで行う。部員生徒と保護者のみ。

教育長 他に何かございませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、6 その他を終わります。

1 1 次回教育委員会の開催日程

教育長 次回教育委員会の日程について お諮りします。

6月17日、木曜日、午後3時からとしては、いかがですか。

(異議なしの声あり)

それでは、次回定例会は、6月17日、木曜日、午後3時からの開催とさせていただきます。

1 2 閉会

教育長 以上を持ちまして、令和3年第7回栗原市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時35分

1 3 本委員会の教育長報告の次第は、次のとおりである。

(1) 一般事務報告

(2) 専決処分報告 報告第10号 専決処分の報告について(令和3年第2回栗原市議会臨時会に提案する教育関係議案に対する意見)

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年6月17日

会議録署名委員 _____

// _____